

【改訂版】指定居宅介護支援の提供の開始に際してあらかじめ利用者に説明すべき事項（解釈）

1. 利用者に対し説明すべき事項（前6月間のサービス提供状況）の概要

居宅介護支援の開始に際して、以下の事項について説明を行う必要があります。

なお、利用者またはその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて、口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得る必要があります。

※適切に実施されていない場合、運営基準減算の対象となりますので注意してください。

○説明する事項

説明事項1 前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合

説明事項2 前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）

○前6月間の期間

- ① 前期（3月1日～8月末日）
- ② 後期（9月1日～2月末日）

○説明の対象者及び時期

説明は、居宅介護支援の開始（契約）に際して行うものとし、その際は直近の①または②の内容を用いて説明します。

また、令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者に対しては、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましいとされています。
※令和3年4月中に、説明事項に関する集計や出力の対応が難しい場合は、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことで差し支えありません。（介護保険最新情報 Vol. 952「令和3年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 3)」問112 参照）

2. 利用者に対して説明する事項の計算方法

説明事項1

前6月間に事業所において①作成された居宅サービス計画の総数のうちに、②訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める③割合 について

【割合の計算方法（考え方）】

- ①「作成された居宅サービス計画の総数」を計算
⇒ 期間中の月ごとのプラン数を計上していった数
(特定事業所集中減算届出書の「1 判定期間における居宅サービス総計画数」と同数)
- ②「訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数」を計算
⇒ 期間中のプランのうち、訪問介護等が位置付けられたプランの数を月ごとに計上した数
(特定事業所集中減算届出書の各サービスの「当該サービスを位置付けた計画件数」の合計欄と同数)
- ③ **説明事項1** で求められている説明すべき割合は「 $\frac{②}{①} \times 100 = \text{割合}$ 」で算出できる。

【例1】特定事業所集中減算届出書の集計結果を用いて計算する方法

1 判定期間における居宅サービス総計画数						
令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	合計
25 件	24 件	24 件	27 件	25 件	25 件	150 件
この期間の平均計画数						25

①作成された居宅サービス計画の総数

↓80%を超えないサービスについても、全て記載して下さい。↓

2 訪問介護		当該サービスを位置付けた計画件数	サービス事業所法人名	〇〇有限会社	社会福祉法人〇〇会		
令和 2年	3月	22		19	3		
令和 2年				18	3		
令和 2年				19	2		
令和 2年				21	3		
令和 2年	7月			18	2		
令和 2年	8月	21		19	2		
合計(件数)a		126 件		114	15		
月平均件数		21 件		b/a(%)	90.5	12.0	

②訪問介護が位置付けられた居宅サービス計画の数

◆例1の場合の計算例

①作成された居宅サービス計画の総数...150件

②訪問介護が位置付けられた居宅サービス計画の数...126件

計算式は $\frac{126 \text{件 (②)}}{150 \text{件 (①)}} \times 100 = 84\%$

⇒ この期間における**説明事項1**の訪問介護が位置付けられたプランの数が占める割合は 84% と算出できる。

*その他のサービスについても同様に計算

紹介率が80%を超えた場合の、訪問介護事業所名等

〇〇有限会社
 訪問介護事業所
 〇〇有限会社
 ケアサービス

説明事項 2

前6月間に事業所において作成された①居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに②同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める③割合（上位3位まで）

！ Point. 説明の対象について（介護保険最新情報 Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）」問111 部分抜粋）

「同一事業者によって提供されたものの割合」については、「前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等の各事業所における提供回数のうち（※同一事業者が同一利用者に複数回提供してもカウントは1）、同一事業所によって提供されたものの割合」である

⇒ つまり、説明すべき内容は、事業者（運営法人）の割合ではなく、事業所（訪問介護事業所等）の割合である。

【割合の計算方法（考え方）】

①「居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数」を計算

！ Point. 回数の定義について（介護保険最新情報 Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）」問111 部分抜粋）

提供回数… 同一事業所が同一利用者に複数回提供してもカウントは1とする。

= 訪問介護等の事業所がケアプランに位置付けられたら、その事業所によるサービスの提供回数に関わらず、1とカウントする。
（利用者別、月別に計上）

⇒ ①が指す数は、プランに位置付けられた訪問介護等の事業所の数（利用者別）を月ごとに計上したもの

②「同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたもの（の回数）」を計算

⇒ ①の数を事業所別に見た数のこと。

③ **説明事項 2**で求められている説明すべき割合は「 ② ÷ ① × 100 = 割合 」で算出できる。

【例2】前期（3月～8月）の間に作成されたケアプランのうち、20件が訪問介護を位置付けていた。

そのうち、訪問介護事業所〇〇を位置付けたプランが15件、訪問介護事業所△△を位置付けたプランが10件、訪問介護事業所××を位置付けたプランが8件だった場合。

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	事業所別計
訪問介護事業所〇〇	15	15	15	15	15	15	90
訪問介護事業所△△	10	10	10	10	10	10	60
訪問介護事業所××	8	8	8	8	8	8	48
月別計	33	33	33	33	33	33	198

②同一の事業者（事業所）
によって提供されたもの
の回数

①居宅サービスに位置付け
られた訪問介護の回数

◆例2の場合に当該居宅介護支援事業所において、訪問介護に関して説明すべき割合…

訪問介護事業所〇〇…45%（ $= 90 \div 198 \times 100$ ） ※割合の算出に係る小数点以下の端数
 訪問介護事業所△△…30%（ $= 60 \div 198 \times 100$ ） 処理は切り捨てて差し支えありません。
 訪問介護事業所××…24%（ $= 48 \div 198 \times 100$ ） （Q&A（Vol.3）問111 参照）

3. 計算する上での注意事項

例2でいう訪問介護事業所〇〇及び△△の両方を1人の利用者が利用しているような、1か月のうちに1人の利用者が複数の事業所を利用していた場合、**確認事項1**における訪問介護が位置付けられたケアプランの数としては1件ですが、**確認事項2**における訪問介護の回数としては、訪問介護事業所〇〇、△△いずれも1ずつ計上するため、必ずしも**確認事項1**の② = **確認事項2**の① ではないことに注意してください。

4. その他

- 本解釈において記載している内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）（令和3年3月15日一部改正）」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）（令和3年3月15日一部改正）」等の内容を一部読み替えて掲載しています。原文については、厚生労働省ホームページ等から御確認ください。
- 今後も、国からの解釈通知やQ&Aによって解釈が変わる可能性があるため、御承知置きください。